

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十二月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあつた年月日

平成十四年十二月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人清純

三 代表者の氏名

鳥屋部 清

四 主たる事務所の所在地

三戸郡階上町大字鳥屋部字鹿原九

五 定款に記載された目的

この法人は、階上町及びその近隣のあらゆる市町村民を対象とし、高齢者及び身体障害者等に対し、福祉サービスに関する事業等を行い、ふれあい社会の構築に努

め、健康で安心して暮らしていくことのできる生きがいのある長寿社会を創設し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十二月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあつた年月日

平成十四年十二月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県介護支援専門員連絡協議会

三 代表者の氏名

西岡 俊子

四 主たる事務所の所在地

青森市新町二丁目八の二一

五 定款に記載された目的

本会は、質の高いケアマネジメントの実現のため、保健・医療・福祉のチームケアの推進等に関する事業を行い、要介護者等の生活全般の支援に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十二月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変更年月日
(仮称) 柳川ショッピングセンター 青森市柳川二丁目四の二二	ショッピングプラザおきだて 青森市柳川二丁目四の二二	平成 四・三・三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森木材防腐株式会社

青森市柳川二丁目四の二二

代表取締役 小笠原金哉

三 届出年月日

平成十四年十二月十一日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年十二月二十日から平成十五年四月二十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年四月二十日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成十四年十二月十二日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十四年十二月二十日

青森県知事 木 村 守 男

登録番号 青森県第 二八〇号	肥料の種類 魚かす粉末	肥料の名称 七・〇魚か す粉末	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 七・〇 リン酸全量 七・〇	その他の 規格 該当なし	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 太平物産株式 会社 秋田県秋田市 卸町三丁目三 の一
----------------------	----------------	-----------------------	---	--------------------	---

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、平内地区の県営土地改良事業(水田農業経営確立排水対策特別事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十二月二十日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年十二月二十四日から平成十五年一月二十八日まで

三 縦覧の場所

平内町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年十二月二十日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 アテヒ設計建設株式会社
- 二 代表者の氏名 高橋 一
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字品ノ木三四の二一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一）第二二二五七号
- 五 取消年月日 平成十四年十二月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十四年十二月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第六十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年十二月二十日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
--------	-------	-------------

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	ぱちんこ遊技機
ニューペガサス	ヒラケゴマッコ	ドリセブジュニア	大ヤマト	パンパンダッシュ	チムドンドン	チムドンドン・30	レンキン	モウジユウオウG	ハカイオウ	ザリざんす	CRマリンキャッチャーM	CRマリンキャッチャーL	CR・スーパーマンXJ	CRフルーツボンチW	CRフルーツボンチV	CR虎せますM	株式会社高尾
株式会社エマ	〃	高砂電器産業株式会社	株式会社ダイドー	〃	〃	株式会社大都技研	〃	サミー株式会社	テクノコーシン株式会社	株式会社ニユーギン	〃	タイヨーエレクトク株式会社	株式会社平和	〃	〃	株式会社高尾	

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭